

# (金融サービスの提供に関する法律に基づく外務員の登録及び抹消)

(監督局 総務課 金融サービス仲介業室)

## 1. 制度の概要

金融サービスの提供に関する法律第 78 条第 1 項又は第 2 項の規定により行う、同法第 75 条に規定する金融サービス仲介業者の外務員の登録等に関する事務。

## 2. 指定、登録等の基準

### ◆金融サービスの提供に関する法律◆

(届出受理事務等の委任)

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又はこれに類するものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この節及び第九十九条において同じ。）に、第七十四条に規定する届出の受理に係る事務（以下この条において「届出受理事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係るもの並びに第七十五条並びに前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条第三項、前条において準用する同法第六十四条第四項並びに前条において読み替えて準用する同法第六十四条第五項及び第六項、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項並びに第六十四条の六に規定する登録に関する事務（以下この条（第六項各号を除く。）及び第八十条において「登録事務」という。）であって認定金融サービス仲介業協会等に所属する金融サービス仲介業者の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の役員又は使用人に係る届出受理事務及び認定金融サービス仲介業協会等に所属しない金融サービス仲介業者の外務員に係る登録事務(前条において読み替えて準用する金融商品取引法第六十四条の五第一項に係るものを除く。)をそれぞれ一の認定金融サービス仲介業協会等を定めて行わせることができる。

4 認定金融サービス仲介業協会等は、第一項又は第二項の規定により届出受理事務又は登録事務を行うときは、その定款において保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人の届出に関する事項又は外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(認定金融サービス仲介業協会の認定)

第四十条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者が設立した一般社団法人であって、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

(認定金融サービス仲介業協会の業務)

第四十一条 認定金融サービス仲介業協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

七 第七十八条第一項又は第二項の規定により行う同条第一項に規定する届出受理事務又は同項に規定する登録事務

◆金融サービスの提供に関する法律施行令◆

第三十九条 法第四十条の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 役員の氏名
- 四 会員（法第四十条第二号に規定する会員をいう。第四十四条第二項において同じ。）の商号、名称又は氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

◆金融サービス仲介業者等に関する内閣府令◆

（認定の申請書の添付書類）

第四百二十二条 令第三十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 認定業務（法第四十条に規定する認定業務をいう。次号において同じ。）の実施の方法を記載した書面
- 二 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書面
- 三 最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書面
- 四 役員（役員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）の履歴書（役員が法人である場合にあっては、当該役員の沿革を記載した書面）
- 五 役員の住民票の抄本（役員が法人である場合にあっては、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- 六 役員の旧氏及び名を当該役員の氏名に併せて令第三十九条第一項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 七 その他参考となるべき事項を記載した書面

（認定金融サービス仲介業協会の届出受理事務等）

第六十七条 金融庁長官は、法第七十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める届出受理事務（同項に規定する届出受理事務をいう。以下この章において同じ。）又は登録事務であって、認定金融サービス仲介業協会に所属する金融サービス仲介業者の保険契約の

締結の媒介を行う役員若しくは使用人又は外務員に係るものを当該認定金融サービス仲介業協会に行わせるものとする。

- 2 金融庁長官は、法第七十八条第二項の規定に基づき、金融庁長官が定める届出受理事務又は登録事務であって、認定金融サービス仲介業協会に所属しない金融サービス仲介業者の保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人又は外務員に係るものを同項の規定により金融庁長官が定める認定金融サービス仲介業協会に行わせるものとする。

### 3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般社団法人 日本金融サービス仲介業協会	令和3年11月2日	東京都中央区日本橋 茅場町1丁目8番1号 茅場町一丁目平和ビル8階 090-8936-2111	外務員の登録事務等を行う認定金融サービス仲介業協会として、法令に掲げる要件を備える者と認められるため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答  
特になし。

### 5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
外務員の登録を受けようとする金融サービス仲介業者等に対し、外務員一人につき千円	金融サービスの提供に関する法律第79条第1項に基づく金融サービスの提供に関する法律施行令第43条第1項並びに金融サービスの提供に関する内閣府令第169条による。